

手掛りはこうした方法で可能だと思った。また、質的研究には不十分ではあるが、さりとて統計的な分析に終わってしまうことを乗り越える必要があると感じた今回の試みである。今後は、これを現場に戻して検証することが必要と思われる。

口述3

介護保険制度におけるケアマネジャーの実態 －青森県在宅介護支援センターの職員の 業務実態調査の分析を通して－

大和田 猛¹⁾

1) 青森県立保健大学健康科学部社会福祉学科

Key Words : ①介護保険制度 ②ケアマネジメント ③
ケアマネジャー

I. はじめに

高齢者介護システムの構築を目指して、年金保険、医療保険、雇用保険、労災保険に続く5番目の社会保険として、介護保険制度が2000年4月より施行されている。従来の老人福祉制度における措置制度の見直しや、介護施策を媒介とした老人福祉と老人医療の制度再編の結果として登場したこの制度は、保健、医療、福祉などの連携のもと、高齢者の介護に必要なサービスを総合的に提供するシステムとして、ケアマネジメントという新しい手法を導入した。

このケアマネジメントを担うケアマネジャーの業務実態の分析を通して、現状と課題を明らかにした。

II. 調査対象及び方法

A. 「平成12年度版青森県健康福祉関係施設名簿」(青森県健康福祉部)に記載されている青森県内145箇所の在宅介護支援センターの職員を対象に実施したその結果、102箇所(70.4%)の回収を得た。このうち居宅介護支援事業者としての指定を受け、職員がケアマネジャーである所は86箇所(84.3%)であり、89箇所(87.3%)は地域型の支援センターであった。

また、調査の方法は青森県在宅福祉施設連絡協議会、在宅介護支援センター部会の委員と協同でアンケート項目や調査内容を討議し、郵送によるアンケート調査を実施した。

B. 調査期間は平成13年3月26日から平成13年4月21日である。調査内容は①介護保険制度導入前後の業務実態の状況、②在宅介護支援センターの職員の本来あるべき役割と意識、③在宅介護支援センターの

職場環境についての状況と意識を中心に設定した。

III. 調査結果概要

まず、介護保険制度導入以前と以後の業務実態の状況のなかで、

- ① 給付管理業務に業務が傾斜し、本来のケアマネジメント業務はあまり行う時間がない(63.8%)
 - ② 基幹型支援センター、地域型支援センター間で機能分担を行うなどの工夫が行われていない(47.1%)
 - ③ 1人のケアマネジャーとしての担当ケース数は本来のケアマネジメントを遂行するのであれば、約30ケースぐらいが妥当である(74.5%)
 - ④ 地域の介護保険事業計画は事業を遂行する上で不透明なところがあり、はっきりわからない(60.0%)
 - ⑤ 地域の地域福祉計画を現実的具体的にきちんと策定して現実実現に努力し、地域のサービス基盤の整備をはかるべきである(84.2%)
 - ⑥ 地域の職員数等の規定では十分な業務を遂行する上で支障がある(69.6%)
 - ⑦ 高齢者のサービス提供を行う場合、しばしばサービスの不足や制度の壁等を痛感することがある(85.2%)
 - ⑧ 教科書やテキスト、文献などで理念的に記述されている業務の内容と、現実に関心している業務の内容では大きなギャップがある(82.4%)
- などについては、多くの職員達が高い比率で不満やジレンマに直面していることが明らかになった。しかし、一方で、
- ① 利用者、家族の心理的、情緒的安定と満足の向上、促進を図る(94.0%)
 - ② 保健、医療、福祉機関、組織との連携、協力のための調整、コンサルテーションを行う(89.2%)
 - ③ 利用者、家族の権利擁護や生活意欲の促進を図る(92.3%)
 - ④ 介護保険給付対象外となった高齢者に対する介護予防、生活支援サービス、社会活動への参加などの業務についてもっと時間をかけるべきである(84.3%)
 - ⑤ 利用者、地域住民サイドに立ち、彼らの代弁的機能をもっと果たすべきである(88.2%)
 - ⑥ 利用者、地域住民サイドに立ち、彼らのコーディネーターとしての機能をもっと果たすべきである(88.3%)
 - ⑦ 支援センターの本来の業務を活性化するために、居宅介護支援事業所とは切り離して運営するべきである(55.9%)
 - ⑧ 利用者、地域住民サイドに立ち、介護サービスや介護保険給付対象外サービス等の実施状況の調査、評

価、助言をもっと行うべきである（82.4%）などの、職員の意欲や姿勢は相当に高いものがある。

IV. 考察

介護保険制度は、法施行後5年を目途とする制度全般の見直しが今後の大きな課題である。法施行後5年という2005年（平成17年）であるが、ケアマネジメントを制度発足の理念を達成するための有効な援助方法とするためには、それぞれの地域から明らかにされるケアマネジメントの仕組み、方法、ケアマネジャーの資質、地域サービス資源の整備、市町村自治体の福祉政策努力、地方自治体に対する政策評価制度の確立などが複合して、具体的に検討され、向上が図られなければならない。

口述4

地域福祉情報提供システムの実態と課題 －国内自治体における社会福祉施設等 情報提供サービスに関する調査を通して－

鈴木 保巳¹⁾ 田中 志子¹⁾ 齋藤 史彦¹⁾
加賀谷真紀¹⁾ 大和田 猛¹⁾

1) 青森県立保健大学健康科学部社会福祉学科

Key Words：福祉情報化、地域福祉情報提供サービス、福祉サービス選択支援

I. はじめに

福祉契約制度の下では、利用者のサービス選択を支援するために、国や地方公共団体および社会福祉事業者には関連する情報を正確かつ迅速に提供することが求められる。本研究者は、青森県の県民動向と地域性に即した福祉情報化の実現に向けて、その方向性と課題を明らかにすることをめざし、平成11年度から14年度までの4年間で調査研究を実施した。今回は、研究の端緒となった調査「国内自治体における福祉情報化の進捗度と現状・課題についての調査」結果を検討した。

II. 調査方法

アンケート調査：地方自治体として全国各都道府県庁46ヶ所、政令指定都市市役所12ヶ所、中核都市市役所7ヶ所の福祉主幹課と、地域福祉を促進する民間団体として全国各都道府県社会福祉協議会46ヶ所、政令指定都市社会福祉協議会12ヶ所の計123ヶ所に対し、社会福祉施設等情報提供データベースの構築状況とその内容（情報化項目、情報提供媒体の種類、情報活用者等）について郵送によるアンケート調査を行った。

期 間：平成11年10月7日～11月30日

配布部数：123部 **回収部数**：103部 **回収率**：83.7%

訪問調査：アンケート調査の回答をもとに、独自の取り組みがなされている都道府県としてA県を、WAM NET（社会福祉・医療事業団主催）地方センターを設置・運営しているB県社会福祉協議会を選定し、提供されている福祉情報化項目、情報提供媒体の種類、情報更新方法、データベースシステムの維持・管理等についての訪問調査を行った。

III. 調査結果概要

アンケート調査

- ・自治体・社会福祉協議会ともに、半数程度が社会福祉施設等情報提供サービスシステム（以下システムと略す）を備えていることが確認された。
- ・システムの情報提供形態は、自治体・社会福祉協議会ともにIT活用によるものが半数以上であったが、冊子によるものも次いで多かった。
- ・システムの想定利用者は一般住民とされていた。
- ・システムで提供されている情報項目に関して、両者ともに基本情報が多く、具体的なサービス情報はほとんど提供されていなかった（図1）。
- ・システムの問題点として、両者ともにデータベースの維持・管理という回答が最も多かった。

訪問調査

A県「独自データベースシステム」

基本情報に加え、利用者の主体的な選択を支援すべく入所者状況やサービス状況等の情報も提供されていた。また、公開情報に対する責任の所在が県にあり信頼性が保てること、情報提供媒体としてインターネットと冊子を兼ね備え情報弱者にも配慮していること等の特徴があった。課題は、公的機関である県として、利用者の欲する施設評価情報を提供することができないことであった。

B県社会福祉協議会「WAM NET 地方センター」

WAM NET 地方センターを設置・活用することの利点は、データベースの維持・管理を社会福祉・医療事業団が行うため予算や人員があまりかからないことであった。しかし、具体的なサービス情報は、情報の保護や安全性に配慮しその想定利用者をサービス提供側として専門機関の間のイントラネットのみで提供され、実際の利用者である一般県民が直接インターネットにより閲覧することのできる情報は一般的基本情報にとどまっていた。

IV. 考察

サービス内容の開示をも求める「福祉情報化」に対す